

## ●香川県告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る令和4年度において県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の審査の申請方法等について次のとおり定める。

令和4年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
- ア 契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、その事実に該当すると認めた後3年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかの規定により競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が250万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

資 格 要 件	資 格 区 分	
	A 級	B 級
申請日の直前の事業年度（1年間）の製造又は販売等の実績高	3,000万円以上	A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度（1年間）の決算における自己資本額	50万円以上	

登録日現在における営業年数	2年以上
---------------	------

### 3 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機械器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内装飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房用器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・道具類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、森林整備、廃棄物処理業、その他

### 4 申請の方法

#### (1) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出場所

競争入札に参加する資格を得ようとする者は、申請書を香川県総務部総務事務集中課へ提出しなければならない。

#### (2) 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 納税証明書等（香川県内に営業所等を有する者にあっては香川県税に滞納のない旨の証明書、個人住民税の滞納がない旨の証明書（個人）並びに法人税又は申告所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書、それ以外の者にあっては法人税又は申告所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書）

イ 登記事項証明書（法人のみ）

ウ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人のみ）

エ ISO9001又はISO14001を取得している場合は、登録証の写し

オ 特約店・代理店関係を証明する書類

カ 決算状況を明らかにする書類

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあっては、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

ク 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し

ケ その他知事が必要と認める書類

#### (3) 申請書及び添付する書類（以下「申請書等」という。）の作成に用いる言語等

ア 申請書及び決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。

なお、その他の添付書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。

なお、その他の添付書類で外国通貨で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

- 5 申請書用紙及び競争入札の参加資格に関する文書の配布場所  
高松市番町四丁目1番10号 香川県総務部総務事務集中課  
香川県物品調達情報ホームページ  
URL (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/soumu/jimu/choutatu/kfvn./html>) に掲載
- 6 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、文書により申請者に通知する。
- 7 資格の有効期間  
競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から令和5年12月31日までとする。
- 8 申請内容の公表  
申請の内容は、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）等に基づき、その全部又は一部を公表することがある。
- 9 資格の取消し  
7の資格の有効期間内に1の競争入札に参加することができない者となった者又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。
- 10 申請書記載事項の変更  
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式）により、直ちにその旨を届け出なければならない。
  - (1) 商号又は営業所等の名称及び所在地
  - (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 11 問合せ先  
郵便番号 760-8570  
高松市番町四丁目1番10号 香川県総務部総務事務集中課  
電話番号 087-832-3631又は087-832-3641